

多胎妊婦健康診査費助成の拡充を求める決議

現在、本町では、母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条の規定及び平成21年2月27日付け厚生労働省通知（雇児母発第0227001号）「妊婦健康診査の実施について」に基づき、妊婦1人につき14枚綴りの妊婦健康診査受診券を交付し、妊婦健康診査14回分の助成を行っている。

しかしながら、多胎児を妊娠すると、母子健康手帳は胎児それぞれに配付されるものの、受診券は胎児の数に応じて配付されていない状況である。

多胎妊娠は、単胎の妊娠に比べると、妊婦の合併症や胎児への影響等のリスクが高いため、当然より多くの健康診査が必要になる。そういったことから、近隣自治体においては、安心して出産できるように5枚の受診券を追加で交付している。

先進的に子育て施策を実施している本町が、これ以上後れを取るわけにはいかない。

よって、本町においても、早急に多胎妊婦健康診査費の助成を拡充し、多胎妊婦については妊娠期間中の妊婦健康診査14回分に加え、追加で5回分を助成（5枚の受診券を追加交付）するよう、強く求めるものである。

以上、決議する。

令和元年9月3日

大阪府南河内郡河南町議会